

## 子どもの権利条約と学校教育

### 北川邦一講演要旨

子どもの権利条約(英文の「正文」では“Convention on the Rights of the Child”。日本政府批准文では「児童の権利に関する条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>。2020年12月23日・閲覧)は、子どもの基本的権利を国際的に保障するために、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は、1994年3月の衆参各院の全会一致によって批准案を可決した。

以下、北川『子どもの権利と学校教育の改革』85頁以下を参照。

なお、日本政府は条約批准の際、条約第37条(c)について留保し、第9条1及び第10条1について解釈宣言を行った。これについては本稿末に示す斎藤功氏の論稿が詳しいが、執筆年月・掲載誌は所属と思われる大学・法人が休みで2020年12月28日現在知りえていない。

この条約は、次のような基本的性格ないし特徴をもっている。

**(1)** 条約は、世界的視野から子どものために緊急に取り組むべき課題を明らかにしている。

条約の規定は、子どもの法的地位、市民生活、福祉、保健・医療、教育、労働、司法など殆どあらゆる生活領域にわたっており、戦争や暴力、人種差別、貧困や飢え、病気、栄養不足、環境破壊、麻薬、搾取、売春、虐待、子ども売買などから子どもを守りその健やかな成長発達をめざすという内容になっている。条約は、現代の子どもが置かれている苦難を世界の共同によって打開して人類の未来に展望を切り開こうという意思の結晶である。

**(2)** 条約は、在来の国際人権規約を始めとする多種多様な条約・宣言等による国際的な子どもの人権保障・権利保障を発展的に統合し一つの体系にした法的効力のある国際条約である。

第1次世界大戦後の1924年9月26日、国際連盟総会は、「人類は子どもに最善のものを与える義務を負う」「子どもには、身体的及び精神的両面の正常な発達に必要な手段が与えられなければならない」という理念に立って、5項目からなる「子どもの権利の宣言」を採択した。第2次世界大戦後、国際連合は1948年12月10日の総会で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない固有の権利とを承認することは世界における自由、正義及び平和の基礎である」として全30ヶ条の「世界人権宣言」を採択した。国連は、この人権宣言を受け又前記1924年の子どもの権利の宣言の理念を継承発展させて、59年11月20日の総会で10原則からなる「子どもの権利の宣言」を採択した。さらに国連は1966年12月16日、世界人権宣言を発展させた国際人権規約を採択した。この条約は、正確には、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の三つの文書からなっており、前者は76年1月3日に、後二者は同年3月23日に発効した。わが国は79年両規約を批准した(昭和59年8月4日公布、条約6号及び7号。ただし、議定書は批准していない)。

国際的な子どもの権利保障は、この国際人権規約以外にも数多くの世界的、地域的及び2国間の条約、協定、宣言、勧告等によって追求されてきたが、子どもの権利条約はそれらを踏まえつつ、子どもの権利保障を一つの体系ある条約に統合したものである。

まず、子どもに対しては、何となく人権や権利を完全には認めなくてもいいという受けとめ方がされる傾向があるが、この条約は特に「子どもの権利」を定めており、そのような曖昧さを除去している。

次に、わが国では条約は一般に有権的解釈、憲法学会多数説のいずれにおいても憲法に次ぎ通常の法律に勝る法的効力を有するとされており、「条約」という形式をとった権利の保障は重みがある。

さらに、条約では締約国の義務履行を促進する国際的な仕組みが講ぜられている。すなわち、**1** 締約国は、大人及び子どもへの条約広報義務を負う(第42条)。**2** 締約国の義務履行を審査するため国連に10

人の委員で構成される「子ども（児童）の権利に関する委員会」が設置される（第 43 条）。この委員会は、必要な提案や一般的な勧告を関連締約国に送付し、国連総会に報告する（第 45 条）。**3** 締約国は、条約発効の時から 2 年以内に、その後は 5 年毎に子どもの権利実現のためにとった措置及び権利の享受に関してもたらされた進歩についての報告を子どもの権利委員会に提出しなければならない（第 44 条）、等である。

これらの 3 点においてこの条約による子どもの権利保障の法的効力は強いものとなっている。

**(3)** 条約の原則は、**1** 子どもの権利の平等保障・差別の禁止（第 1 条）、**2** 子どもの最善の利益の最優先考慮（第 3 条）、**2** 子どもの権利保障措置の国による履行義務確約（第 4 条）、**4** 子どもの権利行使に際しての親の指示・指導の責任・義務・権利の尊重（第 5 条）、**5** 子どもの生存、発達の最大限の保障（第 6 条）、**6** 子どもの意見表明権の重視（第 12 条）、などである。

特に、条約は、子ども（第 1 条により原則 18 歳未満）に、単に権利の享有を認めるだけでなく、子ども自身をその権利行使の主体として認めることを確認している。すなわち、「子どもの最善の利益の保障」に当たって、当の子どもの意見表明権（第 12 条）、市民的自由の権利行使、参加を重視している。特に、第 13 条乃至第 15 条において、子どもの市民的自由を制限することは他人の人権や公共の安全保持等のために必要な特定の場合で、かつ、「法律」の定める場合にしか行ない得ないと明文で定めている。この点において子どもの権利保障についての条約の考え方は、前記の二つの子どもの権利宣言の考え方をさらに発展させたものとなっている。

**4)** 条約の理念と条項によって、憲法と 1947 年に制定された教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 25 号。2006 年に平成 18 年法律第 120 号によって「改正」される以前の教育基本法。以下「47 年教育基本法」と記す）の教育理念を世界的視野から現代的に発展させることができる。

第二次大戦後、日本の多くの教師と学校は、憲法と 47 年教育基本法の示す真理と平和と民主主義の教育を追求してきたが、条約に照らして日本の子ども・青年の現状をみると、教育においてのみならず家庭においても福祉においても司法においても、子どもの権利は決して「経済大国」という程に充分には保障されていない。子どもの権利条約の理念は、憲法・47 年教育基本法や国際人権規約の理念と基本的に整合するものであるが、子どもの権利保障の点で上記のようにこれらの既存の法規よりも進んだものとなっている。又、憲法・教育基本法制定後、半世紀近くを経た時点で世界的視野から地球環境保全問題、南北問題、軍縮・核兵器廃絶、民族問題等の人類的課題に答える子どもの権利保障のあり方を示している。世界の中での日本の役割は急速な国際化によって増大しているが、日本の教育はこれらの課題に対して子どもたち青年たちを育てる点で充分でない。日本の学校と教師には、憲法・教育基本法の理念に基づきながら、子どもの権利に関する条約の示す現代的世界的な規準を踏まえ条約の示す世界的現代的課題に答えて、世界の子どもたち青年たち、とりわけ日本の子どもたち・青年たちが自らのその未来を切り開いてゆくよう、精神的文化的な指導と援助をしてゆくことが求められている。

この条約は基本的には次の 3 つにまとめられる課題を提起していると考ええる。

**(1)** 地球環境問題、南北問題、平和・軍縮・核兵器廃絶、民族問題等を抱えた国際社会の中で日本の役割が増大している中で、条約を新たな規準として、現代世界的な観点に立って憲法・旧教育基本法の精神を基礎とした平和と国際理解の教育を一層発展させる。

**(2)** 日本の教師・学校が、条約を規準として、日本の子ども・青年一人ひとりの精神的文化的苦境とその基盤にある社会のしくみや経済的問題、家庭や地域の環境の歪んだ現状と改善・改革の方向を明確にし、人々の生活の改善と社会・経済構造の改善・改革を追求しつつ、子どもたち・青年たちの心に寄り添って子ども・青年の健康な発達を促す。

**(3)** 学校生活において子どもを権利行使の主体として認めることによって、管理主義教育を撤廃し学校生活を活性化させ、教育条件の抜本的改善・教育の国家統制打破・人材選別的競争主義教育克服に向かつて教育の展望を大きく切り開く。

なお、日本の子どもの現状に関して、子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会『日本における子ども期の貧困化』2018 年参照。又、斉藤功高「子どもの権利条約と国内法制上の問題」参照。

以上。なお、ホームページ掲載に当たって、当日用意し読み上げた原稿を微修正した。

